

用語集

頭文字	用語	注 釈
あ行	空き家ネットワーク みえ	深刻化する空き家問題に取り組むため、平成 28 年に三重県内の宅地建物取引士、建築士、不動産鑑定士、司法書士、土地家屋調査士、建設関係者、税理士、行政書士の専門家の関係 8 団体によって設立され、県内各地でワンストップ空家相談会をはじめとする各種事業を行っている団体。
	空家バンク制度	空家の所有者から提供された情報を集約し、これから空家を利用・活用したい人に紹介する制度。市内の中山間地域（飯南地域、飯高地域、嬉野（宇気郷地区、中郷地区）地域）が対象。
	エンディングノート 「もめんノート」	人生の終末期に迎える死に備えて自分の希望を書き留めておくノート。
か行	核家族化	夫婦のみや、夫婦と未婚の子ども、父親又は母親と未婚の子どもで構成される家族形態。
	過疎化	人口が急激かつ大幅に減少したため、地域社会の機能が低下し、住民が一定の生活水準や生産機能を維持することが困難になってしまう状態。
	管理不全建物管理制度	所有者等による管理が適切でなく、他人の権利が侵害され、又はそのおそれがある建物について、民法の規定により、その利害関係人等が地方裁判所へ管理命令の申立てを行い、地方裁判所から選任される管理人がその所有者に代わって管理を行う制度。
さ行	財産管理人制度	相続財産清算人制度や不在者財産管理人制度等をまとめた総称。
	住民自治協議会	地域の住民等が身近な地域課題を解決し、地域の特性を生かして、自律的に地域づくりを行う組織で、市条例に定められた組織。
	所有者等不明	所有者等の死亡による所有者不存在の場合や、相続放棄等による相続人不存在の場合、未登記等により所有者等が特定できない場合など、所有者等を知ることができず、又はその所在を知ることができないこと。

頭文字	用語	注 釈
さ行	所有者不明土地・建物管理人制度	所有者等不明の土地や建物について、民法の規定により、その利害関係人等が地方裁判所へ管理命令の申立てを行い、地方裁判所から選任される管理人がその土地や建物の管理を行う制度。
	相続財産清算人制度	相続放棄や死亡等による相続人不存在の財産について、民法の規定により、その利害関係人等が家庭裁判所へ清算人選任の申立てを行い、家庭裁判所から選任される清算人がその財産の清算を行う制度。
た行	地域包括支援センター	介護保険法で定められた、地域住民の保険・福祉・医療の向上、虐待防止、介護予防マネジメントなどを総合的に行う機関。
	中山間地域	過疎法・山村振興法等で指定された地域。市内では飯南地域、飯高地域、嬉野（宇気郷地区、中郷地区）地域が指定されている。
は行	パブリックコメント	公的機関が規則や命令などを制定しようとするときに、広く公に意見・情報・改善案などを求める手続き。
	不在者財産管理人制度	従来の住所又は居所を去り、容易に戻る見込みのない所有者等（不在者）の財産（土地や建物）について、民法の規定により、その利害関係人等が家庭裁判所へ管理人選任の申立てを行い、家庭裁判所から選任される管理人がその財産の管理を行う制度。
	不良空家等除却促進補助金	市内のある空家等のうち、そのまま放置すれば周辺の住環境に悪影響を及ぼすおそれのある不良空家等に対して、その除却工事費用の一部を補助する制度。
ま行	まちなか空家利活用促進制度	空家の所有者から提供された情報を集約し、空家の利用希望者にその情報を紹介する制度。市内の中山間地域を除く地域が対象。
	まちなか空家利活用促進制度運用支援業務	まちなか空家利活用促進制度に登録された空家の所有者と、空家の利用者希望者との取引を適正かつ円滑に行うための支援業務。松阪不動産事業協同組合が本市と協定を締結し、当該支援業務を行っている。

頭文字	用語	注 釈
ま行	松阪市総合計画	本市における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想を定めるものであり、本市のすべての計画の基本となる最上位計画。
	松阪市都市計画マスタープラン	本市の都市計画に関する基本的な方針として定めるものであり、長期的な視点に立って都市の将来像を示し、市民と行政が協働でその実現を図っていく指針となる計画。
	木造住宅除却制度	昭和 56 年 5 月以前に建築された旧耐震基準の木造住宅のうち、耐震診断の結果、耐震性が低いと判定される住宅等に対して、その除却工事費用の一部を補助する制度。